

環境経営レポート



発行日：2020年 7月21日

改定日：2020年 10月21日

株式会社東海鋳造所

目 次

1. 組織の概要（事業者名、所在地、事業の概要、事業規模など）
2. 対象範囲（認証・登録範囲）、レポートの対象期間及び発行日
3. 環境経営方針
4. 環境経営目標
5. 環境経営計画
6. 環境経営計画に基づき実施した取組内容（実施体制を含む）
7. 環境経営目標及び環境経営計画の実績・取組結果とその評価（実績には二酸化炭素排出量を含む）、並びに次年度の環境経営目標及び環境経営計画
8. 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無
9. 代表者による全体の評価と見直し・指示

1. 組織の概要（事業者名、所在地、事業の概要、事業規模など）

- | | | | |
|-----------------------|--------------------------------------|--------------------|-------|
| 1. 事業者名及び代表者名 | 株式会社東海鋳造所
取締役社長 石黒 一彦 | | |
| 2. 所在地 | 愛知県丹羽郡大口町大屋敷三丁目148番地 | | |
| 3. 環境保全関係の責任者及び担当者連絡先 | | | |
| 責任者 | 製造部 | 部長 | 野村 忠志 |
| 担当者 | 製造部 製造技術課 | リーダー | 大脇 秀規 |
| 連絡先 | 電話番号 | (0587) 95-2186（代表） | |
| | FAX番号 | (0587) 95-5959 | |
| 4. 事業概要 | 鋳鉄鋳物の製造 | | |
| 5. 事業規模 | 2019年度 生産量（最終合格量）10,655t 売上高3,564百万円 | | |
| 6. 土地 | 敷地 | 28,117㎡ | |
| | 建築面積 | 15,046㎡ | |
| 7. 従業員 | 役員 | 3人 | |
| | 従業員 | 144人（2020年3月23日現在） | |

2. 対象範囲（認証・登録範囲）、レポートの対象期間及び発行日

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 対象範囲（認証・登録範囲） | 対象組織：本社事務所・本社工場
対象活動：鋳鉄鋳物の製造 |
| 2. レポートの対象期間及び発行日、改定日 | 対象期間：2019年3月21日～2020年3月20日
発行日：2020年7月21日
改定日：2020年10月21日 |

3. 環境経営方針

環 境 経 営 方 針

株式会社東海鑄造所は、様々な分野に提供している鑄鉄品製造事業において、省資源・省エネルギー・廃棄物削減に直結する生産性向上活動に取り組み、社会に貢献することを目指しています。

以下の事項を重点分野とし、環境経営の継続的改善を実施します。

1. 環境関連法令及びその他同意した要求事項を遵守します。
2. 環境負荷低減に直結する総合効率（合格率、稼働率）の向上を目指します。
3. 生産性向上目標達成に資する各部門毎の課題とチャンスを明確にして活動します。
4. 尚、この方針は全従業員に周知徹底します。

制定日： 2006年 9月 6日

改訂日： 2020年 3月3日

株式会社 東海鑄造所

取締役社長 石 黒、 一 彦

4. 環境経営目標

2019年度～2021年度までの環境負荷低減目標（絶対量・原単位・低減量・低減率）を、2018年度の実績を基準にして表1に示す。目標達成指標となる総合効率（合格率×稼働率）の目標値を表2に示す。

表1. 環境負荷低減目標値

	量単位	2018年度実績	2019年度		2020年度		2021年度	
		絶対量	絶対量	低減量	絶対量	低減量	絶対量	低減量
		原単位	原単位	低減率%	原単位	低減率%	原単位	低減率%
① 温室効果ガス排出量	kg-CO ₂	16, 413, 757	16, 249, 620	164, 138	16, 085, 482	328, 275	15, 921, 344	492, 413
	(○/ t)	1, 345	1, 332	1. 0	1, 318	2. 0	1, 305	3. 0
② 廃棄物排出量	t	5, 527	5, 471	55	5, 416	111	5, 361	166
	(○/ t)	0. 453	0. 448	1. 0	0. 444	2. 0	0. 439	3. 0
③ 総排水量	m ³	64, 639	63, 992	646	63, 346	1, 293	62, 699	1, 939
	(○/ t)	5. 30	5. 24	1. 0	5. 19	2. 0	5. 14	3. 0
④ 化学物質使用量	t	27. 622	適正管理	-	適正管理	-	適正管理	-
	(○/ t)	0. 0023		-		-		-
⑤ エネルギー使用量	MJ	220, 054, 080	217, 853, 539	2, 200, 541	215, 652, 998	4, 401, 082	213, 452, 458	6, 601, 622
	(○/ t)	18, 036	17, 855	1. 0	17, 675	2. 0	17, 495	3. 0
⑥ 物質使用量	t	31, 161	30, 850	312	30, 538	623	30, 226	935
	(○/ t)	2. 55	2. 53	1. 0	2. 50	2. 0	2. 48	3. 0
⑦ サイト内で循環的利用を行っている物質等	t	12, 943	12, 814	129	12, 685	259	12, 555	388
	(○/ t)	1. 06	1. 05	1. 0	1. 04	2. 0	1. 03	3. 0
⑧ 総製品生産量 また総商品販売量	t	12, 201	12, 201	-	12, 201	-	12, 201	-

※1. 排出係数は、 0. 472 kg-co₂/kwhを使用（中部電力2017年度値）

※2. サイト内で循環的利用を行っている物質等々の循環水については計測不可。

※3. 総排水量は総水使用量（上水使用量と地下水使用量の合計）と同等とみなす。

※4. 廃棄物排出量は有価物を含まず。

表2. 総合効率目標値

		2018年度実績	2019年度目標	2020年度目標	2021年度目標
総合効率	(%)	72. 7	73. 8	74. 8	75. 8
合格率	(%)	94. 1	94. 4	94. 7	95. 0
稼働率	(%)	77. 3	78. 1	79. 0	79. 8

※2019～2021年度目標は2018年度実績を基準としている。

5. 環境経営計画

A) 各課別による環境活動計画

2019年度は各課それぞれ半期毎の活動計画を立て、継続して合格率・稼働率の目標達成に取り組む計画をした。以下に活動計画を示す。

合格率向上

鑄造課 ・ FラインC Bコントローラー導入

工作課 ・ 圧痕、ミクイ対策

設計課 ・ 最終合格率の向上

品質保証課 ・ 検査基準の明確化
・ 顧客返品の低減
・ 協力会社指導

稼働率向上

冶金課 ・ 最新型熱交換器・除湿機の導入

鑄造課 ・ トラブルの恒久対策

工作課 ・ 多能工化
・ 時間当り出来高の向上
・ 設備保全の強化

製造技術課 ・ 工場レイアウトの改善
・ 設備トラブル対策

営業課 ・ 新規アイテムの受注獲得

B) 合理化委員会（全社横断組織）による環境活動計画

- ・ エアー漏れ、油漏れ対策
- ・ 省エネ機器の導入及び検討（75kwコンプレッサー：2基）
- ・ 照明のLED化
- ・ 配送センター建設

1. 实施体制

承認	作成
野 20.3.24 村	大 20.3.23 脇

環境管理委員								
・	・	・	・	・	・	・	・	・
冶金課	鑄造課	工作課	製造技術課	設計課	品質保証部	管理部	営業部	総務部
田中	牧野	藤村	伊原	岩元	濱松	松田	鈴木	小林
成浩	盛幸	直希	宏幸	広喜	孔之	幸治	正志	光一

委員は各部署の代表によって構成し、役割・責任・権限は下記とする。なお、委員会は定期的(1回/月)に開催し(業務報告会にて)、実績・結果の評価検証を行う。

- ・環境側面の調査・抽出
- ・環境経営目的・目標及び実施計画の策定及び実施
- ・各部署の業務に関わる環境側面の管理
- ・不適合に対する是正・予防処置の実施
- ・教育訓練の実施

2. 取組内容

5項で示した環境経営計画に基づいて取組を実施した。以下に主な取組内容を示す。

- ・ 最新型熱交換器・除湿機の導入



熱交換器



除湿機

- ・ 高効率コンプレッサーの導入



インバーター機



一定速機

- ・ 配送センターの建設



7. 環境経営目標及び環境経営計画の実績・取組結果とその評価（実績には二酸化炭素排出量を含む）、並びに次年度の環境経営目標及び環境経営計画

1. 実績・取組結果

2017年度～2019年度までの環境負荷実績値（総量及び原単位）、及び2019年度目標と達成状況を表3に、2017年度～2019年度までの総合効率（合格率×稼働率）の実績値、及び2019年度目標と達成状況を表4に示す。

表3. 環境負荷実績値

		2017年度	2018年度	2019年度			
		実 績	実 績	目 標	実 績	達成状況	
		量／年 原単位	量／年 原単位	量／年 原単位	量／年 原単位	量／年 原単位	
① 温室効果ガス排出量（※1）	kg-CO ₂	15,290,059	16,413,757	16,249,620	13,980,043	- 16.2%	○
	(○/t)	1,377	1,345	1,332	1,312	- 1.5%	○
② 廃棄物総排出量	t	5,242	5,527	5,471	5,171	- 5.8%	○
	(○/t)	0.472	0.453	0.448	0.485	+ 7.6%	×
③ 総排水量（※3）	m ³	73,466	64,639	63,992	56,809	- 12.6%	○
	(○/m ³)	6.62	5.30	5.24	5.33	+ 1.6%	×
④ 化学物質使用量	t	21.575	27.622	適正管理	23.263	-	
	(○/t)	0.0019	0.0023		0.0022	-	
⑤ エネルギー使用量	MJ	204,971,079	220,054,080	217,853,539	187,836,186	- 16.0%	○
	(○/t)	18,456	18,036	17,855	17,628	- 1.3%	○
⑥ 物質使用量 （リターンスクラップ）	t	29,422	31,161	30,850	26,641	- 15.8%	○
	(○/t)	2.65	2.55	2.53	2.50	- 1.1%	○
⑦ サイト内で循環の利用を行っている物質等 （リターンスクラップ）	t	13,087	12,943	12,814	11,082	- 15.6%	○
	(○/t)	1.18	1.06	1.05	1.04	- 1.0%	○
⑧ 総製品生産量または総商品販売量（※2）	t	11,106	12,201	12,201	10,655	- 14.5%	

※1. 排出係数は、0.472 kg-CO₂/kwhを使用(中部電力2017年度値)

※2. の数値は総商品生産量（最終合格量）を示す。

※3. 総排水量は総水使用量（上水使用量と地下水使用量の合計）と同等とみなす。

※4. 廃棄物排出量は有価物を含まず。

表4. 総合効率実績値

		2017年度	2018年度	2019年度		達成状況
		実 績	実 績	目 標	実 績	
総合効率	(%)	67.6	72.8	73.8	73.4	- 0.4%
合格率	(%)	92.7	94.1	94.4	94.6	+ 0.2%
稼働率	(%)	73.0	77.4	78.1	77.6	- 0.6%

2. 評価

① 温室効果ガス排出量

受注生産量の激減（総製品生産量が前年比14.5%減）に伴う連続溶解日数の減少により、原単位増加が見込まれたが、結果は総量で目標に対し16.2%減、原単位では目標に対し1.5%減と目標達成した。これは稼働率・合格率共前年を上回った事もあるが、2020年1月溶解工程における熱交換機更新によるコークス使用量の低減及び高温出銑の効果が出ている。

② 廃棄物総排出量

2019年度実績は2018年度目標に対し、総量は約5.8%減となったが、原単位は7.6%増と、生産量の激減のため総量は達成したが、原単位の目標値は未達となった。これは、亜鉛精錬会社に販売していた亜鉛含有煤塵の受注が無くなり、産廃処理に変更となったためである。

③ 総排水量

2019年度実績は2018年度目標に対し、総量は約12.6%減となったが、原単位は1.6%の微増となった。

④ 化学物質使用量

化学物質使用量の大半がフェロマンガンを、製品中に微量含有しているため、適正管理をしている。

⑤ エネルギー使用量

受注生産量の激減（総製品生産量が前年比14.5%減）に伴う連続溶解日数の減少により、原単位増加が見込まれたが、結果は総量で目標に対し16.0%減、原単位では目標に対し1.3%減と目標達成した。これは稼働率・合格率共前年を上回った事もあるが、2020年1月溶解工程における熱交換機更新によるコークス使用量の低減及び高温出銑の効果が出ている。

⑥ ⑦ ⑧ 物質使用量・循環物質・総製品生産量

物質使用量の2019年度達成状況は、総量で目標に対し15.8%減となり、総合効率の向上により、原単位では目標に対し1.1%減と目標値を達成できた。循環物質については、目標に対して総量15.6%減、原単位1%減となった。総製品生産量は前年比14.5%減と悪化した。今後、より一層受注量増に努める。

3. 次年度の環境経営目標及び環境経営計画

3.1 目標

第4項で示したとおり。

3.2 計画

A) 各課別による環境経営計画

2020年度は各課それぞれ半期毎の活動計画を立て、継続して合格率・稼働率の目標達成に取り組む計画をした。以下に活動計画を示す。

合格率向上

鑄造課 ・ C B コントローラーの最適条件探求

工作課 ・ 圧痕、ミクイ対策

設計課 ・ 最終合格率の向上

品質保証課 ・ 検査基準の明確化
・ 顧客返品の低減
・ 協力会社指導

稼働率向上

冶金課 ・ 最新型熱交換器、除湿機の最適条件探求

鑄造課 ・ トラブルの恒久対策

工作課 ・ 多能工化
・ 設備保全の強化

製造技術課 ・ 工場レイアウトの改善
・ 設備トラブル対策

営業課 ・ 新規アイテムの受注獲得

B) 合理化委員会（全社横断組織）による環境活動計画

- ・ エアー漏れ、油漏れ対策
- ・ 省エネ機器の導入及び検討
- ・ 照明のLED化
- ・ フォークリフトの削減

8. 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無

環境関連法規の見直しを実施しました。なお、2019年度は関係当局より環境関連法規に関して違反等の指摘はありませんでした。

承認	作成
野 20.3.24 村	大 20.3.23 脇

注1) 法規制の内容について、年に一度定期的に見直しを実施する。

注2) 環境区分＝一般（理念としてのもの）、水系、大気、騒音、振動、廃棄物、臭気、有害物、オゾン層破壊、工場立地、その他等を記入

注3) 規制区分＝（国）環境基本法、（県）愛知県環境基本条例、（自）自主的に管理値を設定するもの等を記入

No	影響区分	規制区分		環境関連法 国、県、自	制定日 ・ 改定日	法規制内容		該当 施設 の有無	提出物 チェック 項目	提出物 年月日	届出先・ 担当窓口	遵守評価
		法 令	条 例			規制題目	規制項目					
1	大気	○		大気汚染防止法	H30. 4. 1	煤煙の排出の規制等	① 排出基準(法3条) ② 煤煙発生施設の設置の届出(法6条) ③ 経過措置(法7条) ④ 煤煙発生施設の構造等変更の届出(法8条) ⑤ 氏名変更等の届出(法11条) ⑥ 煤煙の排出の制限(法13条) ⑦ 煤煙量の測定(法16条)	あり	○ (新設・変更時届出要)	S55. 3. 28 H3. 7. 6 H21. 8. 25	尾張県民事務所	遵守
			○	県民の生活環境の保全等に関する条例	H31. 3. 22	公害の防止に関する規制等(ばい煙発生施設等に関する規制)【煤煙】	① 規制基準(条例6条) ② ばい煙発生施設等の設置の届出(条例7条) ③ 経過措置(条例8条) ④ 構造等の変更の届出(条例9条) ⑤ ばい煙発生施設又は汚水排出施設に係る実施の制限(条例12条) ⑥ 氏名の変更等の届出(条例13条) ⑦ 承継(条例14条) ⑧ ばい煙の排出制限(条例15条) ⑨ ばい煙量等及び排出水の汚染状態の測定等(条例23条) ⑩ ばい煙に係る施設に係る基準の遵守義務等(条例24条)			H11. 4. 26 H21. 8. 25		
						公害の防止に関する規制等(大気指定工場等に関する総排出量規制)	① 総排出量規制基準(条例27条) ② 大気指定工場等の設置の届出(条例28条) ③ 経過措置(条例29条) ④ 変更の届出(条例30条) ⑤ 実施の制限(条例32条) ⑥ 総排出量規制基準の遵守義務(条例33条) ⑦ 準用(条例35条)					
		○		大気汚染防止法	H30. 4. 1	粉塵に関する規制	① 一般粉塵発生施設の設置等の届出(法18条) ② 経過措置(法18条の2) ③ 基準遵守義務(法18条の3)			H25. 10. 4		
			○	県民の生活環境の保全等に関する条例	H31. 3. 22	公害の防止に関する規制等(ばい煙発生施設等に関する規制)【粉塵】	① ばい煙発生施設等の設置の届出(条例7条2) ② 経過措置(条例8条2) ③ 構造等の変更の届出(条例9条2) ④ 氏名の変更等の届出(条例13条2) ⑤ 承継(条例14条) ⑥ 粉塵発生施設又は炭化水素系物質発生施設に係る基準の遵守義務(条例16条)	あり	○ (新設・変更時届出要)	H29. 12. 15 H24. 12. 21 H22. 2. 26	尾張県民事務所	遵守
2	水質	○		水質汚濁防止法	H28. 5. 20	排出水の排出の規制等	① 事故時の措置(法14条の2)	あり	○ (下水に関しては、2ヶ月毎に排出量の報告要)		大口町尾張県民事務所	遵守
				下水道法	H28. 4. 1	公共下水道	① 事故時の措置(法12条の9)					
				浄化槽法	H28. 4. 1	浄化槽	① 定期検査(法11条)					
			○	県民の生活環境の保全等に関する条例	H31. 3. 22	公害の防止に関する規制等(ばい煙発生施設等に関する規制)	① 規制基準(条例6条) ② 排出水の排出の制限(条例17条) ③ ばい煙量等及び排出水の汚染状態の測定等(条例23条)					
		○		工業用水法	H28. 4. 1	井戸	① 許可(法3条) ② 許可の申請(法4条) ③ 経過措置(法6条) ④ 氏名等の変更の届出(法9条)					
			○	県民の生活環境の保全等に関する条例	H31. 3. 22	公害の防止に関する規制等(地下水の採取に関する規制)	① 揚水設備の設置の許可(条例53条) ② 許可の申請(条例54条) ③ 経過措置(条例56条) ④ 変更の許可(条例57条) ⑤ 氏名等の変更の届出(条例59条) ⑥ 許可の失効(条例60条) ⑦ 水量測定器の設置等(条例63条) ⑧ 準用(条例64条)	あり	○(毎年報告要)	H21. 8. 28 H31. 4. 2	尾張県民事務所	遵守
3	騒音	○		騒音規制法	H28. 4. 1	特定工場等に関する規制	① 特定施設の設置の届出(法6条) ② 特定施設の数等の変更の届出(法8条) ③ 氏名の変更等の届出(法10条)	あり	○ (前回提出の数の倍になった時届出要)	H15. 3. 31 H29. 12. 22	大口町	遵守
			○	県民の生活環境の保全等に関する条例	H31. 3. 22	公害の防止に関する規制等(ばい煙発生施設等に関する規制)	① 規制基準(条例6条) ② 騒音又は振動に係る規制基準の遵守義務(条例18条) ③ 相当程度の騒音又は振動に係る基準の遵守義務等(条例25条)					

4	振動	○		振動規制法	H28. 4. 1	特定工場等に関する規制	① 特定施設の設置の届出(法6条) ② 特定施設の数等の変更の届出(法8条) ③ 氏名の変更等の届出(法10条)	あり	○ (1台でも増加したら届出要)	H15. 3. 31 H29. 12. 22	大口町	遵守
		○		県民の生活環境の保全等に関する条例	H30. 3. 27	公害の防止に関する規制等(ばい煙発生施設等に関する規制)	① 規制基準(条例6条) ② 騒音又は振動に係る規制基準の遵守義務(条例18条) ③ 相当程度の騒音又は振動に係る基準の遵守義務等(条例25条)					
5	廃棄物	○		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	H28. 4. 1	産業廃棄物	① 事業者及び地方公共団体の処理(法11条) ② 事業者の処理(法12条) ③ 廃棄物管理票(法12条の3) ④ 廃棄物処理計画書(法12条の9) ⑤ 同 計画実施状況報告(法12条の10)	あり	○(毎年報告要)	R1. 6. 14 R1. 6. 14 R1. 6. 14	尾張県民事務所	遵守
		○		廃棄物の適正な処理の促進に関する条例	H31. 3. 22	事業者の義務	① 処理を委託する場合における確認等(条例7条)					
6	リサイクル	○		資源の有効な利用の促進に関する法律	H28. 4. 1	基本方針等 特定省資源業	① 事業者の責務(法4条) ① 計画の作成(法12条)	なし	-	-	-	遵守
		○										
7	エネルギー(環境)	○		環境基本法	H30. 12. 1	総則	① 事業者の責務(法8条) ② 環境の日(法10条)	なし	-	-	-	遵守
		○		エネルギーの使用の合理化に関する法律	H30. 12. 1	工場に係る措置等	① 特定事業者の指定(法7条) ② エネルギー管理統括者(法7条の2) ③ エネルギー管理企画推進者(法7条の3) ④ 第一種エネルギー管理指定工場等の指定(法7条の4) ⑤ エネルギー管理者(法8条) ⑥ 中長期的な計画の作成(法14条) ⑦ 定期的報告(法15条)	あり	○(選解任時届出要) ○(毎年報告要)	H22. 11. 5 H31. 5. 24	中部経済産業局 中部経済産業局	遵守
		○		循環型社会形成推進基本法	H24. 6. 27	総則	① 事業者の責務(法11条)					
		○		地球温暖化対策の推進に関する法律	H28. 5. 27	温室効果ガスの排出の抑制等のための施策	① 事業者の責務(法5条) ② 温室効果ガス算定排出量の報告(法21条の3) ③ 権利利益の保護に係る請求(法21条の3) ④ 情報の提供等(法21条の8) ⑤ エネルギー使用の合理化に関する法律との関係(法21条の10) ⑥ 事業者の事業活動に関する計画等(法22条)	あり	○(毎年報告要)	H31. 5. 24	中部経済産業局	遵守
		○		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	H31. 1. 1	第一種指定製品の管理者が講ずべき措置等	① 目的(法1条) ② 指定製品及び特定製品の管理者の責務(法5条) ③ 第一種指定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(法16条) ④ 情報の提供等(法23条) ⑤ 簡易点検と定期点検の実施	あり	記録の自主管理			遵守
		○		県民の生活環境の保全等に関する条例	H31. 3. 22	事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図る為の措置(地球温暖化の防止)	① 地球温暖化の防止に関する計画等(条例72条) ② 地球温暖化対策計画書の作成等(条例73条) ③ 地球温暖化対策実施状況書の作成等(条例74条)	あり	○(毎年報告要)	H31. 5. 24	尾張県民事務所	遵守
8	労働安全	○		労働安全衛生法	H31. 4. 1	総則	① 事業者等の責務(法3条、法4条)	あり	○ (選解任時届出要)	H20. 5. 9 H20. 8. 27 H18. 12. 4 H21. 12. 9	愛知労働基準監督署	遵守
						安全衛生管理体制	① 総括安全衛生管理者(法10条) ② 安全管理者(法11条) ③ 衛生管理者(法12条) ④ 安全衛生推進者等(法12条の2) ⑤ 産業医等(法13条、法13条の2) ⑥ 作業主任者(法14条) ⑦ 統括安全衛生責任者(法15条) ⑧ 安全委員会(法17条) ⑨ 衛生委員会(法18条) ⑩ 安全衛生委員会(法19条) ⑪ 安全管理者等に対する教育等(法19条の2)					
						労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	① 事業者の講ずべき措置等(法20条、法22条、法23条、法24条、法25条、法26条、法27条) ② 事業者の行うべき調査等(法28条の2)					
						労働者の就業に当たっての措置	① 安全衛生教育(法59条、法60条、法60条の2) ② 就業制限(法61条)					
						健康を保持増進のための措置	① 作業環境測定(法65条) ② 作業環境測定の結果の評価等(法65条の2) ③ 作業の管理(法65条の3) ④ 健康診断(法66条) ⑤ 健康診断の結果の記録(法66条の3) ⑥ 保健指導等(法66条の7)					
						快適な職場環境の形成のための措置	① 事業者の講ずる措置(法71条の2)					

※1、特定施設の増加に伴う大口町への変更届の提出は、現在提出済み特定施設数の倍以上になった時に提出要。

※2、特定施設の増加に伴う大口町への変更届の提出は、1台でも増加となった時に提出要。

[illegible]

9	消防	○		危険物の規制に関する政令	H31. 4. 1	総則	① 提出を要する物質の指定(政令1条の10) ② 危険物の指定数量(政令1条の11) ③ 指定可燃物(政令1条の12) ④ 貯蔵所の区分(政令2条) ⑤ 取扱所の区分(政令3条)						
						製造所等の許可等	① 設置の許可の申請(政令6条) ② 変更の許可の申請(政令7条) ③ 許可等の通報を必要とする製造所等の指定(政令7条の3) ④ 完成検査の手続き(政令8条) ⑤ 完成検査前検査(政令8条の2)						
						製造所等の位置、構造及び設備の基準	① 製造所の基準(政令9条) ② 屋内貯蔵所の基準(政令10条) ③ 屋外タンク貯蔵所の基準(政令11条) ④ 屋外タンク貯蔵所の基準(政令12条) ⑤ 屋外貯蔵所の基準(政令16条) ⑥ 消火設備の基準(政令20条) ⑦ 消火設備及び警報設備の規格(政令22条)						
						貯蔵及び取扱の基準	① 貯蔵及び取扱の基準(政令24条～政令26条)						
						危険物保安監督者、危険物取扱者及び危険物取扱者免状	① 危険物保安監督者及び危険物取扱者の責務(政令31条) ② 危険物保安監督者を定めなければならない製造所等(政令31条の2)						
						自衛消防組織	① 自衛消防組織を置かなければならない事業所(政令38条) ② 自衛消防組織の編成(政令38条の2)						
				危険物の規制に関する規則	R1. 8. 27	総則	① 危険物の品名(規則1条の2) ② 品名から除外されるもの(規則1条の3) ③ 複数性状物品の属する品名(規則1条の4) ④ 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出書(規則1条の5)	あり	○		丹羽広域事務組合	遵守	
						製造所等の許可及び完成検査の申請等	① 設置の許可の申請書の様式及び添付書類(規則4条) ② 変更の許可の申請書の様式及び添付書類(規則5条) ③ 品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出書(規則7条の3) ④ 製造所等の用途廃止の届出書(規則8条)						
						製造所等の位置、構造及び設備の基準	① 高圧ガスの使節に係る距離(規則12条) ② 防火設備及び特定防火設備(規則13条の2) ③ 二十号防油堤(規則13条の3) ④ 磁粉探傷試験及び浸透探傷試験(規則20条の8) ⑤ 防油堤(規則22条)						
						危険物保安監督者及び危険物取扱者	① 危険物保安監督者の業務(規則48条) ② 実務経験(規則48条の2) ③ 危険物保安監督者の選任又は解任の届出書(規則48条の3) ④ 取扱い等を行うことができる危険物の種類(規則49条)						
						予防規定	① 予防規定に定めなければならない事項(規則60条の2) ② 予防規定の許可の申請(規則62条)						
						保安に関する検査等	① 保安に関する検査の申請書等の様式(規則62条の3) ② 定期検査を行わなければならない時期等(規則62条の4～規則62条の5)						
10	化学物質	○		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PETRA法)	H14. 12. 13	第一種指定化学物質の排出量等の把握	① 排出量等の把握及び届出(法5条)	あり	○(毎年報告要)	H31. 4. 18	尾張県民事務所	遵守	
		○	毒物及び劇物取締法	H30. 6. 27	毒物及び劇物の取扱・表示	① 毒物及び劇物の取扱(法11条) ② 毒物及び劇物の表示(法12条)							
		○	県民の生活環境の保全等に関する条例	H31. 3. 22	公害の防止に関する規制等(化学物質の適正な管理)	① 特定化学物質の取扱量の把握等(条例68条) ② 特定化学物質等管理書の作成等(条例69条) ③ 特定事業者における事故時の措置(条例70条)	尾張県民事務所						
11	公害防止全般	○		県民の生活環境の保全等に関する条例	H31. 3. 22	事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図る為の措置(自動車の使用に伴う環境への負荷の低減)	① 自動車の走行量の抑制等(条例76条) ② 自動車の駐停車時の原動機の停止義務(条例77条) ③ 駐車場設置者等の周知義務(条例78条) ④ 低公害車の購入等(条例79条) ⑤ 低公害車の導入義務等(条例80条)	あり	○		尾張県民事務所	遵守	
						事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図る為の措置(循環型社会の形成)	① 事業活動における廃棄物等の発生抑制等(条例89条)	あり	○		尾張県民事務所	遵守	

9. 代表者による全体の評価と見直し・指示

当社は、2020年度も以下の方針を継続し、省エネ活動が会社の文化として構築できるよう、愚直に実行致します。

- ・安全と健康はあらゆる活動の大前提
- ・すべてのお客様に安心と満足をお届け
- ・品質、コスト、納期および新技術の追求
- ・環境と地域社会に親和した生産活動

2019年前半は、堅調な受注量で推移したが、後半は米中貿易摩擦や長野の水害等の影響もあり、受注減に転じた。そのため、環境負荷総量は減少したが、原単位の一部悪化を招いた。しかし、溶解工程における最新型熱交換器の導入により、温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量に関して、原単位目標を達成する事ができた。